

第1回 終活における支援のあり方検討会 主な意見等

【A構成員】

- 終活相談において、「納骨・お墓」、「家族・親族関係」、「遺言書作成」、「死後事務委任」など、相談内容はどれか一つに偏っている訳ではなく、多岐に渡っている。
- 現在、死後に葬儀、納骨、家財処分を行うことのできない身寄りのない方たちを対象とした死後事務委任を検討しているところである。
- 死後事務委任契約について、高齢者本人に理解してもらい、適切な契約の執行をいかに確保していくかが課題であり、法律の専門家や事業者と連携していくことが必要。

【B構成員】

- 自分の配偶者が亡くなったことをきっかけに、ご自身のことを相談に来るケースが増えてきている。また、最近では、自分自身の葬儀の見積りを取る人が増えてきている。
- 自分の葬儀をどうしたらよいのか、相談できる場や機会が少ないので、そういう場ができるとうい。

【C構成員】

- 顧客に高齢者が多く、終活に関心があるがどこに頼んだらよいか分からないなどの声が多かった。そのため、百貨店というブランド名で信用してもらい、葬儀等についての相談を受け、信頼できる事業者を紹介している。
- 相談会などの開催を通じて、相談カウンターの認知度を上げる活動も行っている。

【D構成員】

- 介護認定調査時の会話の中で、ご自分の終活についての話が出ることもあり、その内容については、ご家族にお伝えしている。
- 相続の問題とかを身をもって体験したこともあり、ケアマネージャーも終活について知っておくことが大事であると感じている。終活に関する合同の研修会などを開催していただくと非常に良いと思う。

【E構成員】

- 医療の立場では、終活は治療のあり方と重なってくる。急に病院に搬送され、本人の意思の確認が出来ない場合は、家族との話し合いの中で推測していくしかない。また、身寄りがいない状況であれば、医療関係者が話し合っって判断していくことになる。
- 単身の高齢者が入院されたときは、その人の地域との繋がり状況を確認している。
- 医療機関も地域との繋ぎという点で、福祉の目をもって対応していかなければならないと思っている。

【F構成員】

- センターは令和3年から業務を開始し、年間3,000件を超える相談を受け付けている。
- 終活については、家族構成を踏まえて、人それぞれ考え方が違っている。そのため、お客様の家族構成や現状を把握し、司法書士法人やそのグループ企業と業務提携を行って対応している
- 身元保証や葬儀など相続以外の終活支援については、専門の事業者と連携して行っている。

【G構成員】

- 終活という形での消費生活センターへの相談は、令和3年度からの実績を見ると全くない。
- 消費生活センターでは年間1万件くらい、相談を受けているが、そのうち60歳以上の方が40%を占めており、ご高齢の方の相談が多い。
- 終活される方々が、契約関係で困っていると相談いただければ、支援ができるのではないかと考えている。

【H構成員】

- 高齢の親を持つ方のほとんどが終活は必要と思っているが、実際に終活を行っている人は半分位に減ってしまう。その理由は、親にその話をしづらい、親が「死」をマイナスイメージに捉えていて進められないというのがある。
- 親を見る子供がいる前提での終活について話を進めているが、孤立している人の終活にどういう関わりができるか考えないといけない。

【I構成員】

- 2012年に妻を亡くした際、自分の葬儀はどうなるのか不安を覚えた。その頃は、終活支援をしてくれるところはまだ無かったため、自分でやるしかないと考えた。
- 市民を対象に普及・啓発していくには、サロン型などで継続し、終活のしくみを知ってもらいながら、それぞれの行動を促していくことが必要。

【J構成員】

- 身元保証や死後事務など高齢者をサポートする事業所は、全国に400以上あるが、その中には一定程度不適切な事業所も存在する。そのため、病院や施設等で身元保証以外の方法を講じることや、法整備などの体制整備を、日弁連が国に対して提言した。
- 弁護士会としての地道な活動としては、高齢者の判断能力のあるうちから、遺言書の作成の相談を受けるなどを行っているが、件数は少ないのが現状。
- お金の有無に関係なく、その人らしい生き方を支援していけたらよいと考えている。